新潟県統計調査員確保対策事業実施要綱

平成４年３月 25 日
新潟県総務管理部統計課決定
最終改正　令和４年３月 25 日

１　通　則

総務大臣の委託を受けて知事が実施する統計調査員確保対策事業（以下「確保対策事業」という。）については、この要綱の定めるところによる。

２　目　的

確保対策事業は、国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を登録し、統計調査員の確保に役立てるとともに、その実務知識の向上を図ることを目的とする。

３　実施主体

確保対策事業は、県及び市町村において行う。

４　内　容

確保対策事業は、市町村において統計調査員希望者の登録を行い、登録された統計調査員希望者（以下「登録調査員」という。）の熱意の持続を図るとともに、統計調査に関する実務知識の向上のために必要な措置を講ずることを内容とする。

５　実施方法

知事は、市町村において確保対策事業の目的を効果的に達成するために必要な事業を実施するほか、事業の一部を市町村の長に委託して実施するものとする。

６　事業計画書の策定

(1)　確保対策事業の委託を受けた市町村の長は、毎年度、市町村における統計調査員の選任の実情、これまでの確保対策事業の委託費の執行実績等を踏まえ、翌年度に実施を予定する確保対策事業の内容、所要見込額等を明らかにした任意の様式の事業計画書（以下「事業計画書」という。）を策定し、事業参画の意向確認書とともに年度開始前に知事に提出するものとする。

(2)　知事は、提出された事業計画書を十分審査の上、当該年度の委託費の交付額を決定する。

7　知事が実施する事業

知事は、確保対策事業の円滑な実施に必要な情報の収集伝達を行うほか、次の事業を行う。

(1)　統計調査員通信等の発行

登録調査員に対し、統計調査に対する熱意の保持及び実務知識の付与を図るため統計調査員通信等を編集し、配付する。また、調査対象をはじめとする関係団体への統計調査員通信等の配付等を通じ、統計調査員の役割等に係る周知・広報を行う。

(2)　研修の実施

登録調査員に対し、別紙「新潟県登録調査員研修実施細則」に基づき、各種の統計調査に必要な実務知識の付与を目的とした研修を行う。

8　市町村の長に委託する事業

知事は、次の事業を市町村の長へ委託して実施する。

(1)　統計調査員希望者の募集

統計調査員希望者の登録に当たり、推薦、公募その他の方法により、統計調査員希望者の募集を行う。

(2)　統計調査員希望者の登録

ア　登録は、(1)の募集に応じた者の中から登録すべき者を選考し、その者の同意を得て行う。なお、選考に当たっては、統計調査員希望者の居住地が登録対象の県内又は市町村内にあること等にとらわれず、統計調査員として円滑な活動が可能な範囲内であればよいことにも留意するものとする。

イ　登録においては、統計調査員希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に氏名、住所、連絡先その他市町村の長が必要と認める事項を記載する。ただし、県又は市町村において、既に名簿と同種のものを使用している場合は、それによることができる。

ウ　登録すべき者の数は、市町村における経済センサス－活動調査の調査区数に２分の１を乗じて得た数に見合う数とする。

エ　登録は、登録調査員本人からの申出又は市町村の長の判断により、名簿から抹消することができる。

(3)　研修の実施

登録調査員に対し、別紙「新潟県登録調査員研修実施細則」に基づき、各種の統計調査に必要な実務知識の付与を目的とした研修を行う。その際、登録調査員の統計調査に対する関心や興味を持続させるための工夫として、地域に関する身近な統計データやその行政施策へ

の活用例、調査実施予定等に関する情報に留意するものとする。

(4)　「統計調査員のしおり」の交付

「統計調査員のしおり」を、別紙「新潟県登録調査員研修実施細則」３の(7)に基づき、新たな登録調査員に交付する。

(5)　統計調査員通信等の発行

登録調査員に対し、統計調査に対する熱意の保持及び実務知識の付与を図るため統計調査員通信等を編集し、配付することができる。また、調査対象をはじめとする関係団体への統計調査員通信等の配付等を通じ、統計調査員の役割等に係る周知・広報を行う。

９　名簿の保管、補正、情報の提供及び活用

(1)　名簿は市町村の長において保管することとする。ただし、登録調査員の氏名等の情報について、国が実施する統計調査に関連して、国、都道府県又は市町村から照会があった場合には、意向確認書（別記様式１）において氏名等の情報の提供に同意した者に係る情報について提供することができる。

(2)　市町村の長は、統計調査員希望者を登録した場合、名簿の記載情報に変更が生じた場合、又は登録調査員の辞退（又は抹消）が生じた場合、速やかに知事へ報告するものとする。（別記報告例参照）

(3)　名簿には、登録調査員の活動状況及び意向確認状況を記録しておく。

(4)　名簿は、国の委託を受けて行う統計調査の統計調査員の選考及び国の表彰候補者の選考に当たって活用するものとする。

10　委託費

市町村の長に対して、確保対策事業に要する経費として支払う委託費の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　委託費は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 215 条第１号に規定する歳入歳出予算に計上して執行するものとする。

(2)　委託費は、確保対策事業の目的以外に使用してはならない。

(3)　委託費の総額は、旅費及び事務費の区分に従って、それぞれ積算した額の合計額とする。

(4)　市町村の長は、知事から委託の申入れを受けたときは、請書（別記様式２）及び委託費請求書（別記様式３）を知事に提出する。

(5)　市町村の長は、委託費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ委託費流用承認申請書（別記様式４）により、知事の承認を得なければならない。ただし、変更しよう

とする費目のいずれか低い額の 20%以内の変更については、この限りでない。

(6)　委託費の精算は、当該年度内に委託費精算書（別記様式５）を提出して行うものとする。

(7)　知事は、次のいずれかに該当するときは、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア　委託費を確保対策事業に要する経費以外に使用したとき。

イ　精算の結果、委託費において不用額を生じたとき。

11　報　告

知事は、必要に応じ、委託した確保対策事業の実施状況その他必要と認める事項について実地監査を行い、又は市町村の長から報告を求めるものとする。

12　その他

この要綱の実施について必要な事項は、知事が定める。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成７年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 13 年１月６日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 13 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 17 年８月 29 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から実施する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 23 年８月１日から実施する。

（要綱一部改正に伴う経過措置）

２　平成 23 年３月 31 日までに登録した者については、新潟県登録者研修実施細則で定める基礎研修を終了した者とみなすことができる。

附　則

この要綱は、平成 27 年２月５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 28 年３月３日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。